

公表対象随意契約一覧(R8.2月分)

No.	担当する課又は室の名称	契約内容	契約締結日	契約相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	適用条項	随意契約の理由
1	弥栄支所防災自治課	浜田市弥栄支所及び弥栄多目的研修施設機械警備業務	令和8年2月2日	ALSOK山陰株式会社 浜田支店 浜田市殿町17-3	1,584,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該施設に設置されている機械警備の端末機器は、ALSOK山陰株式会社が設置した機器であり、施工した警備業者以外に既存機器を用いた本業務の履行は不可能であるため。
2	環境課	可燃ごみ一般廃棄物収集運搬処理業務(浜田地区)	令和8年2月3日	浜田環境事業協同組合 浜田市下府町327-129	83,723,900	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	平成13年3月28日付けの合特法の覚書により、浜田環境事業協同組合と浜田地域の一般廃棄物の可燃ごみ収集業務を委託することとなっているため。
3	DX推進課	「DoSPOT STREET」サービス利用契約	令和8年2月5日	エヌ・ティ・ティ・メディアサ プライ株式会社 大阪府大阪市都島区東野田町4丁 目15番82号	1,811,040	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、浜田市公衆用無線LAN「Hamada Free Wi-Fi」のサービス提供及び運用の保守に関するものであり、既存サービスの環境構築事業者が受託しなければ安定的なサービスの提供が困難であるため。
4	行財政改革推進課	本庁舎1階南側外自動ドア修理	令和8年2月5日	株式会社電設サービス 浜田市黒川町98-7	385,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	1階南側外の自動ドアの開閉不動作が確認されたため、緊急の修繕が必要となった。
5	地域福祉課	生活保護標準準拠システムクラウドサービス利用	令和8年2月6日	北日本コンピューターサービス 株式会社 秋田県秋田市南通築地15番32号	3,960,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市版生活保護システムは、平成16年度に北日本コンピューターサービス株式会社から調達・構築した。また、平成28年10月に同社でシステム更新を行うとともに、北日本コンピュータでの標準化システムへの移行作業を実施したため、北日本コンピューターサービス株式会社のみが可能であるため。
6	地域福祉課	生活保護等版レセプト管理クラウドサービス利用	令和8年2月6日	北日本コンピューターサービス 株式会社 秋田県秋田市南通築地15番32号	2,211,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	生活保護等版レセプト管理システムは、平成23年に北日本コンピューターサービス株式会社から調達したシステムであり、平成30年度からクラウドとして継続してサービス利用している。生活保護等版レセプト管理クラウドサービスは、北日本コンピューターサービス株式会社(以下、「受注者」という。)が支払基金から送信されるレセプトデータをクラウド環境内の発注者の設備へ取り込みや、取り込まれたレセプトデータについて、浜田市がクラウド上にアップロードした被保護者情報と照合等を行う。また、受注者が提供する生活保護システムにおいてもレセプトデータを活用して、医療券・調剤券情報と照合し、被保護者の資格を有する者のレセプトデータか否かの資格点検等を行うため、北日本コンピューターサービスのみが対応可能であるため。
7	税務課	課税コンバータ(COKAS連携)適用対応業務	令和8年2月9日	株式会社日立ソリューションズ 西日本 広島県広島市中区八丁堀3番33号	2,106,720	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現在、浜田市においては、「株式会社日立ソリューションズ西日本」の提供する申告支援システム(税務LAN)を使用している。令和7年度3月下旬からの基幹系システムの標準化に伴い、申告支援システムと基幹系システムのデータ連携について、システム標準化の仕様に対応したソフトウェアの更新が必要となった。このため、契約事業者は現行システムの仕様を把握し、当市の運用に精通している必要がある。この点から、上記事業者は、現行システムの導入・保守事業者であり、本業務を適切に履行可能な唯一の事業者である。また、仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、不具合発生時の責任区分の切り分けに多大な時間・費用がかかり、事務に支障を来すおそれがあるなど、保守管理での問題も想定される。以上から、現行システムの導入・保守事業者である上記事業者と随意契約を締結する。
8	防災安全課	防災行政無線設備点検業務	令和8年2月10日	和幸電通株式会社 浜田営業所 浜田市原井町3050-32	1,728,650	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	和幸電通株式会社は、平成24年度に実施した「浜田市防災行政無線(同報系)デジタル化整備工事(その2)」の施工業者兼保守点検業者であり、仮にその他の者による点検業務中においてトラブルが生じた場合、その責任の所在が不明確になるなど、防災行政無線の運用上著しい支障が生じるおそれがあるため。
9	環境課	一般廃棄物収集運搬処理業務(三隅地域)	令和8年2月12日	有限会社 石見環境整備 浜田市三隅町三隅1355	42,901,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	合特法に係る覚書に基づき随意契約している。
10	DX推進課	ゲーミングノートパソコン購入	令和8年2月13日	島根県eスポーツ連合 出雲市浜町540-3	2,999,700	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	本業務で調達する物品は、「浜田市eスポーツ(マイクラフト)によるデジタル人材育成イベント開催業務」において令和8年度5月頃から使用予定のため、年度内に調達する必要がある。市内事業者3社に見積徴取したが、年末頃から製造部品の品薄や価格高騰により、当初想定していた金額から大きく乖離が生じ、かつ、年度内の納入も困難と聴取している。上記事業の受注者である「島根県eスポーツ連合」に相談したところ、独自の流通ルートにより、市が当初想定していた金額同等かつ年度内の納入が可能と回答を得た。この機会を失うと「島根県eスポーツ連合」においても、市内事業者同様大幅な値上がりが見込まれているため、調達経費の増大が確実である。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2台1項6号の規定に該当すると判断し、「島根県eスポーツ連合」を随意契約の相手方に選定する。
11	総合窓口課	共同親権の導入に伴う戸籍情報システム改修業務	令和8年2月13日	株式会社日立ソリューションズ 西日本 広島県広島市中区八丁堀3番33号	3,591,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現在運用している戸籍情報システムは、本契約の相手方である株式会社日立ソリューションズ西日本が導入し、保守についても同社に委託しており、同社以外の作業は不可能であるため。
12	DX推進課	基幹系情報システム機器保守業務	令和8年2月16日	株式会社サンネット 広島県広島市中区袋町4番21号	12,672,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本契約で使用しているシステム等は当該事業者へ帰属する権利として保護されるノウハウが用いられており、同社のみが本業務を遂行可能なため。
13	環境課	資源ごみ中間処理業務	令和8年2月16日	島根県西部地区資源化事業協同 組合 浜田市生湯町1909-31	125,112,995	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	資源ごみの中間処理に必要な施設・設備・技術・知識を有している市内で唯一の業者であるため。

公表対象随意契約一覧(R8.2月分)

No.	担当する課又は室の名称	契約内容	契約締結日	契約相手方の名称及び所在地	契約金額(円)	適用条項	随意契約の理由
14	DX推進課	基幹系情報システム利用	令和8年2月17日	株式会社サンネット 広島県広島市中区袋町4番21号	121,943,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国は標準化法に基づき、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を推進することとしており、地方公共団体に対し、標準化基準に適合する基幹業務システム(標準準拠システム)の利用を義務付けている。浜田市では、令和5年9月8日付で、現行システム業者を除く3社に対し住民情報システムの標準化にかかる情報提供依頼を実施した。2社から浜田市の対応はできない旨の回答があり、1社からは回答がなかった。従って、住民情報システムの標準化対応は、現行システムの導入業者である当該事業者と随意契約を行うこととしている。本件は、上記住民情報システムの利用に関する契約となるため、当該事業者と契約を行うものである。
15	DX推進課	ガバメントクラウド接続サービス利用	令和8年2月18日	株式会社サンネット 広島県広島市中区袋町4番21号	8,250,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本件については、株式会社サンネットが行うガバメントクラウド運用管理補助業務と密接な関わりがあり、庁内ネットワークからガバメントクラウドまでを一括して管理できることから同社へ依頼する。仮に別の事業者へ委託した場合、障害発生時の原因切り分けに相当な時間を要し、住民サービスへの影響を与える可能性がある。
16	DX推進課	令和8年度ガバメントクラウド運用管理補助業務	令和8年2月20日	株式会社サンネット 広島県広島市中区袋町4番21号	16,104,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該事業者は当市の業務ネットワークを構築、運用している事業者であり、庁内ネットワークからガバメントクラウドへの接続等運用管理を一貫して行うことができる。また、当該事業者は県内外の他自治体において同一業務を担っていることから、当該事業者の提供する環境を使用することで、運用管理におけるコストメリットも享受できる。仮に別の事業者へ委託した場合、障害発生時の原因切り分けに相当な時間を要し、住民サービスへの影響を与える可能性がある。以上の点から当該事業者と契約を行うものである。
17	DX推進課	基幹系情報システムデータセンター利用	令和8年2月20日	株式会社サンネット 広島県広島市中区袋町4番21号	44,880,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国は標準化法に基づき、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を推進することとしており、地方公共団体に対し、標準化基準に適合する基幹業務システム(標準準拠システム)の利用を義務付けている。浜田市では、令和5年9月8日付で、現行システム業者を除く3社に対し住民情報システムの標準化にかかる情報提供依頼を実施した。2社から浜田市の対応はできない旨の回答があり、1社からは回答がなかった。従って、住民情報システムの標準化対応は、現行システムの導入業者である当該事業者と随意契約を行うこととしている。本件は、上記住民情報システムを使用するために必要なネットワークやデータセンター利用契約となるため、当該事業者と契約を行うものである。
18	地域福祉課	障がい者相談支援事業	令和8年2月20日	社会医療法人清和会 浜田市港町293-2 社会福祉法人びゅあ 浜田市殿町21-1 社会福祉法人いわみ福祉会 浜田市金城町七条ハ559-2 社会福祉法人島根整肢学園 江津市渡津町1926	16,457,188	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は障がい者等からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、権利擁護のための必要な援助を行うため、高い専門性及び実施のノウハウ並びに圏域での事業実績が必要であり、その性質から競争入札に適さないため。
19	DX推進課	令和7年度自治体基盤クラウドシステムサービス契約	令和8年2月24日	地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	コンビニでの証明書発行サービスは「地方公共団体情報システム機構(国及び地方公共団体が運営する法人)」が行っている事業であるため。
20	総合窓口課	戸籍標準システム稼働維持サービス業務	令和8年2月24日	株式会社日立ソリューションズ 西日本 広島県広島市中区八丁堀3番33号	1,085,535	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現在運用している戸籍情報システムは、本契約の相手方である株式会社日立ソリューションズ西日本が導入し、保守についても同社に委託しており、同社以外の作業は不可能であるため。
21	地域福祉課	浜田市居住サポート事業委託契約	令和8年2月26日	社会医療法人清和会 浜田市港町293番地2	1,365,078	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は障がい者支援の高い専門性及び事業実施のノウハウが必要であり、その性質から競争入札に適さないため。
22	地域福祉課	浜田市手話通訳・要約筆記事業	令和8年2月27日	社会福祉法人浜田市社会福祉協議会 浜田市野原町859番地1	10,394,945	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、手話通訳者・要約筆記者等を派遣する事業や手話通訳奉仕員養成講座の開催など、専門的な知識やノウハウが必要であり、その性質が競争入札に適さないため。